

## 議会と議員活動の原則について

### 1 意義・目的

議会の役割や、そして議会と市長との関係など、二元代表制のあるべき姿を改めて明文で規定することにより、より健全な市政運営へとつなげる。

### 2 論点

毎回他市の規定の例で引用している11自治体をはじめ、かつて視察に訪れた自治体においても、議会の内容について自治基本条例上で触れている例はほぼない。触れていたとしても、議会の責務や権限に係る事項など、地方自治法の規定にそのようなものがほとんどである。

自治基本条例の中に議会に関する項目を入れることについてはこれまでの議論の中でも話されてきたことではあるが、現在議会において検討中である議会基本条例との整理をどうするのか、また、盛り込む内容としてはどのようなものが想定されるのか、などが論点としてあげられる。

- (1) 自治基本条例の中に議会に関する項目を入れるのか。その場合、現在議会において検討中である議会基本条例との整理をどうするのか。
- (2) 他市の自治基本条例に事例があるようなもの（議会の責務・権限等）について、武蔵野市の自治基本条例にも盛り込むかどうか。
- (3) 他市の議会基本条例に事例があるような以下のトピックについて武蔵野市の自治基本条例に盛り込むかどうか。
  - ① 自由討議について
  - ② 議会と市長との関係について

### 3 論点に対する考え方の選択肢

- (1) 自治基本条例の中に議会に関する項目を入れるかどうか。また、入れたとした場合現在議会において検討中である議会基本条例との整理をどうするのか。
  - ア 議会に関する項目は全て自治基本条例の中に入れ込む形とし、議会基本条例と自治基本条例を完全に一本化する。
  - イ 自治基本条例の中には、議会に関する重要なエッセンスのみを入れ、議会独自の細かい規定については議会基本条例に委ねる。
  - ウ 議会に関する項目については全て議会基本条例に委ねることとし、自治基本条例では特に議会について触れない。

## I 議員の責務について

### 1 論点に対する考え方の選択肢

- (1) 「議員」の責務について、明示的な規定を行うかどうか。
- ア 「議員」の責務について明示的に規定する。(7/11)
- イ 「議員」の責務について明示的に規定しない。(4/11)
- (2) 「議会」の責務について、明示的な規定を行うかどうか。
- ア 「議会」の責務について明示的に規定する。(10/11)
- イ 「議会」の責務について明示的に規定しない。(1/11)
- 【参考】「議長」の責務について規定している自治体もある。(1/11)
- (3) 「議員」の「責務」という表現について
- ア 責務 (7/7)
- イ 役割 (0/7)
- ウ 権限 (0/7)

【参考】用語の意味（「広辞苑（第6版）」岩波書店） cf. 第5回の資料4「市民の責務」

- ・ 「責務」：責任と義務。また、責任として果たすべきつとめ。
- ・ 「役割」：割り当てられた役目。
- ・ 「権限」：公法上、国家または公共団体が法令の規定に基づいてその職権を行いうる範囲。また、その能力。

- (4) 「議員」の責務としての記載内容（どこまで記載するのか）
- ア 品位・名誉の保持（政治倫理の確立） (3/7)
- イ 市民の代表としての自覚（市民からの信託に応えること。） (5/7)
- ウ 市民全体の利益の追求（「市民の一部」の代表ではない。） (4/7)
- エ 「議会」がその責務が果たせるように職務を行うこと。 (4/7)
- オ 誠実に職務を行うこと。 (4/7)
- カ 自己研鑽 (4/7)
- キ 地域の課題・市民の意見を把握すること。 (3/7)
- ク 情報公開（開かれた議会運営の実現に寄与すること。） (1/7)
- ケ 議員間の議論の活発化 (1/7)

【参考】

地方自治法132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

- (5) 「議会」の「責務」という表現について

- ア 責務 (8/10)
- イ 役割 (4/10)
- ウ 権限 (4/10)
- エ 機能 (1/10) ※文京区条例20条（「権限」に近い。）

(6) 「議会」の「責務（役割）」としての記載内容（どこまで記載するのか）

- ア 自治（市政）の発展 (5/9)
- イ 市民の福祉の向上 (4/9)
- ウ 市民の意思の市政への反映 (3/9)
- エ 執行機関（市長等）を監視・牽制すること。 (4/9)
- オ 情報公開・開かれた議会運営 (9/9)
- カ 説明責任 (4/9)
- キ 個人情報の保護 (1/9)
- ク 必要かつ十分な会議を行うこと（市民の意思の適切な反映）。 (2/9)
- ケ 立法活動、調査活動等を積極的に行うこと（独自の政策提言・立案）。 (1/9)

## Ⅱ 議会（議員）の自由討議について

### 1 論点に対する考え方の選択肢

- (1) 自治基本条例（仮称）で、「議会（議員）の自由討議」について規定を行うかどうか。
- ア 「議会（議員）の自由討議」について規定をする。 (2/11)
- cf. いずれの自治体も「議会（議員）の責務」として定めている。なお、いずれの自治体も、議会基本条例は制定していない。
- イ 「議会（議員）の自由討議」について特に規定しない。 (9/11)
- (2) (1)アの場合、どのような事項について規定するか。
- cf. これ以降の選択肢は、参考としている11自治体のうち、議会基本条例を制定している3自治体（多摩市、川崎市、大和市）の議会基本条例から抽出している。
- cf. 「手続的な事項」は、会議規則で定めるのが原則となる。
- ア 「自由討議」を活動原則とする主体について
- (ア) 議会のみ (1/3)
- (イ) 議員のみ (0/3)
- (ウ) 議会及び議員 (2/3)
- イ 「自由討議」の目的について
- (ア) 議会活動の公平性・透明性の確保 (2/3)
- (イ) 「合議体としての議会」という認識 (2/3)
- (ウ) 「言論の府としての議会」という認識 (2/3)
- cf. 「自由討議」について規定している条において、その目的について触れているかどうかから抽出した。つまり、「議会（議員）の活動原則」等として、別途これらの目的（活動原則）について定めていたとしても、その場合はカウントしていない。

### Ⅲ 議会と市長との関係について

#### 1 自治基本条例における「議会と市長との関係（反問権その他）」の論点と選択肢

##### (1) 「反問権」について

- ア 明示的な規定を置く。(2/3)
- イ 明示的な規定を置かない。(1/3)

##### (2) 「議決事項の追加」について

- ア 明示的な規定を置く。(3/3)
- イ 明示的な規定を置かない。(0/3)

##### (3) 「市長から議会への資料提供（資料作成）／説明」について

- ア 明示的な規定を置く(3/3)
- イ 明示的な規定を置かない(0/3)

##### (4) その他の明示されている規定の例

- ア 二元代表制、市長と緊張ある関係を保つ(2/3)
- イ 議長は、会期の決定に当たっては、市長による専決処分が最少限になるよう努めるものとする(1/3)
- ウ 行政評価(2/3)